

心の応急手当を

人権ってなんでしょう

人権は、権利の中でも特に大切なものです。生まれながらにして誰でもが等しく持っている権利です。人権はそれが奪われると生きるのが苦しく幸せでなくなります。

ところで、日本語の手話で人権をどう表すか知っていますか。

胸の前で人差し指で人という漢字を書いて、その指で腕の筋肉を示すのです。

このように、手話文化では人権を「人のちから」と解釈しています。そうです。人権は生きるためになくてはならない「人のちから」なのです。

天赋人权という言葉があります。



わたしたちは皆、天から人権という「人のちから」を等しく授かって生まれてきたのです。

今年で国連の「子どもの権利条約」が採択されて21年になります。

「子どもの権利条約」の中でも特に大切な権利は以下の4つです。

子どもたちが 元気に生きる 権利

子どもたちが 自分らしく育つ 権利

子どもたちの 安心が守られる 権利

子どもたちが 参加する 権利

これらの権利が尊重されていたら、子どもは幸せに生きることができます。自分の大切さと人の大切さを感じながら育つことができます。しかし、日々の暮らしの中でこれらの大切な権利を奪われている子どもたちもいます。

「世の中には恐ろしいことがたくさんあります。」

しかし最悪なのは、子どもが親や教師を怖がることです」

「『ヤヌシュ・コルチャック（医師、「子どもの権利条約」の産みの親）』」

親や教師からの繰り返される体罰や虐待は、子どもを大変怖がらせます。子どもの権利条約が定めた「子どもたちの安心が守られる権利」のみならず、「元気に生きる権利」「自分らしく育つ権利」「参加する権利」のすべてを奪います。ひいては、子どもの「人のちから」としての人権を深く傷つけてしまいます。

傷つく子どもたち

「虐待はいけないが、体罰はときには必要だ」と考える大人もいるかもしれません。しかし、深刻な身体的虐待の多くは、「しつけ」という名目で振るわれた体罰が、エスカレートして起きていることを忘れないでください。体罰は、大人の本気を子どもに示す行動であるよりも、大人の思考停止の現れなのです。

体罰には次のような6つの問題性があります。

- ①**体罰は、大人の怒りの感情のはけ口です。**
- ②**体罰は、恐怖感を与えることで子どもの言動をコントロールする方法です。**
- ③**体罰は、即効性があるので、他のしつけの方法が使えなくなります。**
- ④**体罰は、しばしばエスカレートして、深刻な虐待になります。**
- ⑤**体罰は、それを見ている子どもにも深い心理的ダメージを与えます。**
- ⑥**体罰は、ときには取り返しのつかない事故を引き起こします。**



このような体罰は、子どもの生きる力を傷つける人権侵害行為です。「しない」「させない」という社会の意識を広めていかなければ、体罰がエスカレートして起きる虐待を減らすことはできません。

誰にも言えない子どもたち

虐待を受けている子どもの多くに共通する特徴の一つは、そのことを誰にも言えないでいるということです。虐待体験が、子どものその後の人格形成にきわめて深刻な影響を及ぼす理由の一つは、この「誰にも言えない」現実に由来しています。

虐待を受けている乳幼児は、言葉で助けを求めることができません。しかし、年齢の大きな子どもたちもまた「誰にも言えない」でいるのです。虐待されていることを誰かに相談することは、容易なことではありません。虐待がもたらす恐怖感は、子どもの行動を金縛りにしてしまいます。虐待を受けているとは思っていない子どもも多くいます。

しかし、彼らの多くが口を開かない最大の理由は、子どもの訴えに耳を傾け、真剣に受けとめて援助しようとする大人が、周囲にあまりに少ないからです。

あの礼儀正しい父親から
虐待を受けているなんて、
信じられない。
子どもの思い違いでしょう。



大人は子どもの助けを求めるかすかな声を聞き逃したり、無視したりしているのです。非行、徘徊、不登校などの子どもの問題行動は、身近な者からの暴力の結果であることが少なくありません。

あなたにもできる心の応急手当て

道端で子どもが大怪我をしていたら、たまたま通りかかった人でも、血を止める、傷口を水で洗うなどの応急手当てをし、必要があれば救急車を呼ぶでしょう。なるべく早くに施されたちょっとしたこの手当てが、その後の回復を左右するほど重要であることはいうまでもありません。

暴力を受けた子どもは、身体の外傷の大小に関わらず、大きな心の傷を負っています。心の傷もなるべく早くに手当てが施されなければならないのですが、目に見えないため、気がついてもらえずに放置されていることが大半です。心の応急手当てをしないで放置しておくと、取り返しのつかない深い傷になって、様々な問題が発生します。



「手当て」という日本語には、深い睿智^{えいち}がこめられています。たとえ消毒液がなくとも、最新の特効薬がなくとも、手を当ててもらうことで、傷ついた子どもの身体の回復は大きく促進されます。それはきっと手にこめられた相手の優しさと、心配りと、自分を大切に扱ってくれるその心と気が、子どもの内の自己治癒力を發揮させてくれるからなのでしょう。

手当ての具体的な方法は「聴く」ことです。何があったのか事実関係を「尋ねる」ではなく、うわのそらで「聞く」ではなく、あなたの耳と心を持って、相手の十四の心を聴くことです。

耳 十四 心

↔ 耳 十四 心

これは本来のこの漢字の由来ではないのですが、「聴く」という漢字はそう書いてあるように見えませんか。相手の様々に乱れ、相反する、人に語ってもわかってはもらえないと思っている「十四」もの異なった気持ちを、ただ「そなんだ」「それはつらいよね」と

聴くという**共感的傾聴**です。

被害を受けている子どもたちは、そのような聴き方をしてくれると思える人にしか、虐待されていることを話しません。



タバコの火を押し付ける恐ろしい父親、でも機嫌のいいときはキャッチボールをしてくれる。だから父は怖いけれど、楽しい。ストレスがたまると僕を殴る母、でもたいていはやさしいから大切な人。こうした相反する感情を抱いていることが、被虐待児の典型的な心理です。

だから彼らの語ることを、否定せず、分析せず、助言をせず、同情せずにまた同感もせずに、ただ共感して相手の感情を認めるという**共感的傾聴**が大切なのです。



小さな子どもがころんだとき、わたしたちは「**ちちんぷいぷい
いたいの いたいの お山の向こうに とんでいけー**」

といったような言葉をかけながら手当てをしますが、このおまじないの言葉は、実はとても大切な心の応急手当ての方法を述べています。

「ちちんぷいぷい いたいの いたいの」は、子どもの恐怖や不安や痛みに「**それはこわいね」「いたかったね**」と共に感してあげることです。そして「お山の向こうにとんでいけ」は、「**もうだいじょうぶだよ、きっと痛みはなくなるから。今は八方ふさがりでもきっと光が見えてくるから**」と希望を与える言葉かけです。

人の痛みと恐怖に共感する心と、安易に同情しない姿勢と、子どもの持つ回復力への信頼と、ほんのちょっとの勇気があれば、誰でも「聴く」という心の応急手当てができるはずです。

体罰や虐待を受けている子どもが最も必要としているのは、自分のことを気にかけてくれる人、寄り添ってくれる人、気持ちを尊重してくれる大人の存在です。

「聴く」ことは、大人が子どもにあげることのできる最大の贈り物です。

心の応急手当てのできる大人が百万人、五百万人と日本中に増えたなら、「誰にも言えない」子どもたちの生きる環境が変わります。わたしたち大人の一人ひとりが、子どもが「言える誰か」という「環境」になること、それが虐待という深刻な子どもの人権侵害事件を防止していく、最も効果的な方法だと、わたしは確信しています。



発行にあたって

この冊子は市民のみなさんへ人権について正しく理解していただくために作成しました。
家庭や地域・職場などの話し合いや人権学習の資料として、ご活用願えれば幸いです。

筆者紹介

森田 ゆり
(もりた ゆり)

エンパワーメント・センター主宰
立命館大学客員教授

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけた時や、
ご自分が子育てに悩んだ時には、次の窓口に連絡、相談してください。

- 尼崎市福祉事務所 生活支援相談担当(家庭児童相談室) ···· 06-6489-6921
- 西宮こども家庭センター(児童相談所) ···· 0798-71-4670
- 児童虐待防止24時間ホットライン ···· 0798-74-9119
- 児童相談所全国共通ダイヤル ···· 0570-064-000